

資料編



- 計画で参照したデータ等の資料を紹介します。

1. 越谷市社会福祉審議会 条例・条例施行規則・委員名簿

○越谷市社会福祉審議会条例

平成 26 年 12 月 22 日

条例第 60 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成13年条例第25号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成18年条例第6号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 30 年条例第 71 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例(平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第 4 条 委員長は、条例第 6 条第 1 項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会(民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 7 条 第 4 条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉推進課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課
- (4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】

越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

氏名	選出母体（役職）	備考
大 武 孝 夫	越谷市社会福祉協議会	副分科会長
齊 藤 峰 雄	越谷市民生委員・児童委員協議会	
三 田 礪 三	越谷市自治会連合会	
関 口 庸 進	越谷地区保護司会	
遠 藤 進	越谷市私立保育園・認定こども園協会	
高 野 淑 恵	越谷市手をつなぐ育成会	
戸 巻 正	越谷市コミュニティ推進協議会	
小 柳 ユミ子	やまびこ家族会	
間 藤 大 輔	越谷市PTA連合会	
新 美 由美子	越谷市ボランティア連絡会	
藤 田 照 子	越谷市薬剤師会	
清 水 絹 代	越谷市老人クラブ連合会	
木 下 聖	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科	
森 恭 子	文教大学人間科学部人間科学科	分科会長
日 吉 孝 子	公募委員	
福 島 茂 樹	公募委員	
狩 野 保 弘	公募委員	
門 間 愛	公募委員	

2. 越谷市地域福祉計画検討委員会 設置要領・委員名簿

平成31年4月12日

市長 決 裁

(設置)

第1条 第3次越谷市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定のため、越谷市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉計画の策定に関すること。

(2) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(作業部会)

第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長職及び主幹職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは福祉推進課長、サブリーダーは、福祉推進課副課長の職にある者をもって充てる。

4 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、作業部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会構成員

役職	職名
委員長	福祉部長
副委員長	地域包括ケア推進担当部長
委員	福祉推進課長
委員	市長公室政策課長
委員	市長公室人権男女共同参画推進課長
委員	市民協働部市民活動支援課長
委員	市民協働部危機管理課長
委員	市民協働部くらし安心課長
委員	福祉部生活福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	福祉部地域包括ケア推進課長
委員	福祉部地域包括総合支援センター長
委員	福祉部介護保険課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部子ども育成課長
委員	子ども家庭部青少年課長
委員	保健医療部地域医療課長
委員	保健医療部市民健康課長
委員	保健医療部保健総務課長
委員	保健医療部保健総務課精神保健室長
委員	環境経済部産業支援課長
委員	都市整備部都市計画課長
委員	都市整備部建築住宅課長
委員	教育総務部生涯学習課長
委員	学校教育部指導課長

別表第2（第6条関係）

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員

役職	課所名
リーダー	福祉部福祉推進課（課長）
サブリーダー	福祉部福祉推進課（副課長）
部会員	市長公室政策課
部会員	市長公室人権男女共同参画推進課
部会員	市民協働部市民活動支援課
部会員	市民協働部危機管理課
部会員	市民協働部くらし安心課
部会員	福祉部生活福祉課
部会員	福祉部障害福祉課
部会員	福祉部地域包括ケア推進課
部会員	福祉部介護保険課
部会員	子ども家庭部子育て支援課
部会員	子ども家庭部子ども育成課
部会員	子ども家庭部青少年課
部会員	保健医療部地域医療課
部会員	保健医療部市民健康課
部会員	保健医療部保健総務課
部会員	保健医療部保健総務課精神保健室
部会員	環境経済部産業支援課
部会員	都市整備部都市計画課
部会員	都市整備部建築住宅課
部会員	教育総務部生涯学習課
部会員	学校教育部指導課

3. 越谷市地域福祉計画 策定経過

月日	事項	内容・備考
令和元年 3月25日	平成30年度第8回政策会議	第3次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）について
5月14日	第1回検討委員会・作業部会 合同会議	第3次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）について
5月23日	越谷市社会福祉審議会への諮 問書交付式	第3次越谷市地域福祉計画の策定について（諮問）
5月27日	令和元年度第1回社会福祉審 議会全体会	第3次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）について
5月31日	第3次越谷市地域福祉計画の 策定について（市長決裁）	市長決裁により、第3次越谷市地域福祉計画策定基本 方針に基づき、計画策定を進めることとなる。
6月18日 ～	地区版福祉SOSゲーム策定 に向けた取り組み開始	・令和元年度に新方・大袋・川柳・大相模・北越谷・ 南越谷の6地区で実施 ・令和2年度に取り組み予定であった7地区は、新型 コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期。令和 3年度以降に随時実施予定
6月24日 ～ 7月15日	市民・団体アンケート調査	・市民 配布数：2,940票 有効回収数：1,341票 ・団体 配布数：700票 有効回収数：510票
7月26日	令和元年度第1回地域福祉専 門分科会	第3次計画策定に向けた基礎調査、今後の予定につい て
10月3日	第2回検討委員会作業部会	第2次計画の評価（総括）、アンケート調査の結果、 社会福祉改正の概要、第3次計画の骨子について
10月18日	第2回検討委員会	アンケート調査の結果、第2次計画の評価（総括）、 第3次計画の骨子について
11月26日	第1回合同団体ヒアリング	課題解決に向けた意見交換会 ・地域福祉の現状について共通認識を図る ・各団体の活動について（情報共有） ・各団体等の連携強化方法について（意見交換）
11月29日	令和元年度第2回地域福祉専 門分科会	アンケート調査の結果、第2次計画の評価（総括）、 地区版福祉SOSゲーム中間報告、第3次計画の骨子 について
令和2年 1月16日	第3回検討委員会作業部会	合同団体ヒアリング中間報告、地区版福祉SOSゲー ム中間報告、第3次計画施策体系骨子案について
1月23日	第3回検討委員会	合同団体ヒアリング中間報告、地区版福祉SOSゲー ム中間報告、第3次計画施策体系骨子案について

1月31日	令和元年度第3回地域福祉専門分科会	合同団体ヒアリング中間報告、第3次計画施策体系骨子案について
2月7日	第2回合同団体ヒアリング	地域課題解決に向けた意見交換会 ・関係機関の連携が必要だと感じた経験（情報共有） ・連携強化に重要なこと（意見交換）
6月23日	第4回検討委員会作業部会	進捗状況・構成案・スケジュールの確認、第4章「施策の展開」の検討について
7月13日	第4回検討委員会	進捗状況・構成案・スケジュールの確認、計画体系・計画構成案、第4章「施策の展開」の検討について
7月26日	令和2年度第1回地域福祉専門分科会	国の動向・今年度のスケジュール、計画体系・計画構成案、第4章「施策の展開」の検討について
8月26日	第5回検討委員会作業部会	計画素案について
10月1日	第5回検討委員会	計画素案について
10月5日	令和2年度第2回地域福祉専門分科会	計画素案について
11月2日 ～ 12月3日	パブリックコメント	意見数：5人・31件
11月12日	大学生ヒアリング	意見数：15人・16件
令和3年 1月4日 ～ 1月12日	第6回検討委員会・作業部会 合同会議（書面会議）	パブリックコメントに対する市の考え方、計画最終案について
2月2日 ～ 2月12日	令和2年度第3回地域福祉専門分科会（在宅会議）	パブリックコメントに対する市の考え方、計画最終案について、計画答申案について
3月9日 ～ 3月18日	令和2年度第2回社会福祉審議会全体会（在宅会議）	計画最終案について、計画答申案について
3月26日	越谷市社会福祉審議会からの答申式	計画策定に係る社会福祉審議会からの答申
3月31日	第3次越谷市地域福祉計画の推進について（市長決裁）	市長決裁により、令和3年度から第3次越谷市地域福祉計画に基づき、福祉事業を推進することとなる。

4. 各種調査結果概要

(1) 統計データ

地区別の人口・人口内訳の変化

平成25年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	39,790人	5,432人	25,072人	9,286人	13.7%	63.0%	23.3%
新方	15,002人	1,734人	8,610人	4,658人	11.6%	57.4%	31.0%
増林	32,906人	5,275人	21,614人	6,017人	16.0%	65.7%	18.3%
大袋	50,914人	6,814人	32,700人	11,400人	13.4%	64.2%	22.4%
荻島	12,361人	1,566人	7,645人	3,150人	12.7%	61.8%	25.5%
出羽	31,949人	4,515人	20,448人	6,986人	14.1%	64.0%	21.9%
蒲生	43,819人	5,655人	28,622人	9,542人	12.9%	65.3%	21.8%
川柳	8,200人	1,048人	5,296人	1,856人	12.8%	64.6%	22.6%
大相模	22,434人	3,615人	14,662人	4,157人	16.1%	65.4%	18.5%
大沢	22,225人	3,061人	14,796人	4,368人	13.8%	66.6%	19.7%
北越谷	8,315人	922人	5,614人	1,779人	11.1%	67.5%	21.4%
越ヶ谷	15,307人	1,980人	10,234人	3,093人	12.9%	66.9%	20.2%
南越谷	27,206人	3,724人	18,507人	4,975人	13.7%	68.0%	18.3%
計	330,428人	45,341人	213,820人	71,267人	13.7%	64.7%	21.6%

令和2年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	38,084人	4,478人	22,335人	11,271人	11.8%	58.6%	29.6%
新方	14,445人	1,576人	7,657人	5,212人	10.9%	53.0%	36.1%
増林	33,477人	4,675人	21,139人	7,663人	14.0%	63.1%	22.9%
大袋	51,299人	6,403人	30,801人	14,095人	12.5%	60.0%	27.5%
荻島	11,941人	1,285人	6,968人	3,688人	10.8%	58.4%	30.9%
出羽	31,722人	3,878人	19,589人	8,255人	12.2%	61.8%	26.0%
蒲生	43,957人	4,901人	28,079人	10,977人	11.1%	63.9%	25.0%
川柳	9,945人	1,525人	6,226人	2,194人	15.3%	62.6%	22.1%
大相模	35,260人	6,640人	22,962人	5,658人	18.8%	65.1%	16.0%
大沢	22,048人	2,696人	13,797人	5,555人	12.2%	62.6%	25.2%
北越谷	8,623人	876人	5,677人	2,070人	10.2%	65.8%	24.0%
越ヶ谷	16,315人	2,066人	10,612人	3,637人	12.7%	65.0%	22.3%
南越谷	27,566人	3,248人	18,072人	6,246人	11.8%	65.6%	22.7%
計	344,682人	44,247人	213,914人	86,521人	12.8%	62.1%	25.1%

令和7年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	36,502 人	3,917 人	21,367 人	11,219 人	10.7%	58.5%	30.7%
新方	14,010 人	1,541 人	7,481 人	4,987 人	11.0%	53.4%	35.6%
増林	33,244 人	4,098 人	21,026 人	8,120 人	12.3%	63.2%	24.4%
大袋	50,483 人	5,918 人	30,356 人	14,209 人	11.7%	60.1%	28.1%
荻島	11,574 人	1,254 人	6,687 人	3,633 人	10.8%	57.8%	31.4%
出羽	31,293 人	3,544 人	19,474 人	8,275 人	11.3%	62.2%	26.4%
蒲生	43,359 人	4,516 人	27,850 人	10,994 人	10.4%	64.2%	25.4%
川柳	10,516 人	1,794 人	6,369 人	2,353 人	17.1%	60.6%	22.4%
大相模	37,897 人	7,251 人	24,558 人	6,088 人	19.1%	64.8%	16.1%
大沢	21,612 人	2,468 人	13,243 人	5,901 人	11.4%	61.3%	27.3%
北越谷	8,721 人	864 人	5,710 人	2,147 人	9.9%	65.5%	24.6%
越ヶ谷	16,729 人	1,955 人	10,991 人	3,783 人	11.7%	65.7%	22.6%
南越谷	27,726 人	2,960 人	18,300 人	6,465 人	10.7%	66.0%	23.3%
計	343,666 人	42,079 人	213,412 人	88,175 人	12.2%	62.1%	25.7%

出典：住民基本台帳

※令和7年度は第5次総合振興計画策定における将来人口推計（各年4月1日）

地区別の世帯数の変化

	桜井	新方	増林	大袋	荻島
平成25年	15,907 世帯	6,111 世帯	13,094 世帯	21,498 世帯	5,038 世帯
令和2年	16,493 世帯	6,338 世帯	14,397 世帯	23,221 世帯	5,368 世帯

	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢
平成25年	13,104 世帯	19,376 世帯	3,273 世帯	8,915 世帯	9,143 世帯
令和2年	14,178 世帯	21,028 世帯	4,183 世帯	14,910 世帯	9,960 世帯

	北越谷	越ヶ谷	南越谷	計
平成25年	4,250 世帯	7,176 世帯	12,441 世帯	139,326 世帯
令和2年	4,749 世帯	8,063 世帯	13,565 世帯	156,453 世帯

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

④ 外国籍市民、介護保険認定者、障がい者、生活保護受給者の変化

	外国籍市民数	介護保険認定者数	障害者手帳所持者数	生活保護受給者数
平成25年	4,088 人	8,380 人	11,762 人	3,770 人
平成26年	4,256 人	9,216 人	12,363 人	3,888 人
平成27年	4,510 人	9,828 人	12,659 人	3,948 人
平成28年	4,894 人	10,512 人	13,119 人	4,007 人
平成29年	5,552 人	10,834 人	13,346 人	4,094 人
平成30年	6,094 人	11,695 人	13,754 人	4,159 人
平成31年	6,577 人	12,325 人	14,126 人	4,230 人
令和2年	7,150 人	13,033 人	14,617 人	4,374 人

出典：担当各課が集計した実績値（各年4月1日現在）

●● (2)市民・団体アンケート調査

📍 地域での活動

地域に困っている世帯がある場合、
今後「手助けできること」

問 15. あなたは、地域に困っている世帯がある場合、現在すでに「手助けしていること」や今後「手助けできること」はありますか。また、現在もしくは将来的に、あなた自身が地域の人に「手助けしてほしいこと」はありますか。

(いくつでも)

回答数	1,341 件
安否確認の声かけ	42.8%
話し相手	28.9%
悩みごと、心配ごとの相談	20.3%
日用品などのちょっとした買い物	26.6%
電球交換などのちょっとした作業	25.1%
ごみ出し	25.5%
家の中の掃除や洗濯	10.7%
庭の手入れ	11.8%
食事づくり	8.3%
短時間の子どもの預かり	11.9%
保育園・幼稚園の送迎	10.1%
散歩の付き添い	15.7%
病院の付き添い(送迎)	9.5%
病気のときの看病	5.8%
経済的な支援	2.6%
防犯見回り、防災訓練などへの参加	20.5%
災害時・緊急時の手助け	34.2%
近所のイベントの手伝い	23.8%
その他	0.7%

※黄色箇所については、第2章の課題分析に使用したデータです。

問 10. あなたは、お住まいの地域でどのような活動に参加していますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
自治会等の行事	40.9%
趣味やスポーツのサークルでの活動	15.1%
学校等の行事	10.1%
地区センター・公民館や交流館等の市の施設での講習	9.2%
福祉施設等での活動	3.1%
その他	1.3%
特に何も行ってない	44.0%
無回答	1.8%

問 18. これまでにボランティアやNPOで活動したことがありますか。(1つ)

回答数	1,341 件
現在活動している	4.7%
現在活動しているが、その他に、以前活動していた今はやめた活動もある	1.6%
以前活動していたが、現在はまったく活動していない	9.0%
今までに活動したことはない	78.8%
無回答	5.8%

問 18-3.あなたがボランティア活動やNPO活動に参加していない主な理由としてあてはまるものはなんですか。(2つまで)

回答数	1,178 件
仕事や学業などで忙しく時間がないから	38.0%
どのような活動があるのか知らないから	30.2%
体力的に自信がないから	29.8%
自分の時間を優先したいから	19.7%
知り合いがいらないため、一人では参加しにくいから	18.5%
活動自体が楽しくなく、興味ある内容でもないから	2.6%
身近な地域のことには関心がないから	2.3%
その他	7.0%
無回答	5.8%

ボランティア活動・NPO活動や市民の 自主的な活動等の活性化に必要なこと

問 19. 今後、ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等を活性化するためには、何が重要だと思いますか。(5つまで)

回答数	1,341 件
負担の少ない活動内容(時間的・体力的)にする	33.2%
元気な高齢者の参加を促す	31.4%
興味や関心を持てる内容にする	26.5%
若い人の参加を促す	25.9%
学校教育で重要性を教える	23.3%
身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育成する	21.6%
活動内容等について積極的にPRする	21.5%
少額の報酬や交通費等の実費を支払うようにする	20.0%
事故があった時の補償体制をつくる	8.3%
活動の中で趣味や特技、専門知識を生かせるようにする	17.9%
友人や家族と参加できる活動を増やす	16.3%
地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる	15.5%
身近な地域に活動拠点を設置する	11.9%
活動資金や物品等を補助する	10.6%
情報提供窓口を一本化する	10.1%
生涯学習で啓発活動を行う	9.5%
企業に労働時間の短縮やボランティア休暇等の普及を要請する	8.8%
知識・技術を有する人材やリーダーを養成する	7.3%
行政主導で組織づくりを進める	7.2%
企業に対して資金援助を要請する	6.0%
ある程度強制的な参加体制をつくる	4.3%
ボランティア組織間の連携を強化する	4.1%
表彰を行うなど社会的評価を高める	3.6%
その他	1.3%
特になし	3.9%
無回答	10.0%

地域生活上の困難や相談について

地域の日常生活で困ったことを抱えている人

問 22. 現在お住まいの地域で、日常生活で困ったことを抱えている人がいますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる	18.9%
買い物などの外出が一人では大変な人がいる	13.9%
草むしりや庭の手入れなど、体力のいることができなくて困っている人がいる	11.6%
子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる	7.6%
食事づくりや洗濯などの家事をするのが大変な人がいる	6.0%
ひきこもりの家族を抱えて困っている人がいる	5.7%
外出などの時に、子どもを預けることができなくて困っている人がいる	5.5%
地域社会から孤立してひきこもりになっている人がいる	4.5%
障がい等のために必要な情報が届かず困っている人がいる	3.3%
日常生活での金銭管理がうまくいかない人がいる	3.0%
その他	3.4%
わからない	48.6%
無回答	13.0%

地域福祉の拠点や組織の認知度

問 12. あなたは、次のような地域福祉の拠点や組織を知っていますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
地区センター	49.5%
民生委員・児童委員	47.8%
社会福祉協議会	34.5%
地域包括支援センター	28.3%
ふれあいサロン	26.8%
地域子育て支援センター	20.3%
子育て世代包括支援センター	8.4%
なんでも相談窓口	7.3%
福祉推進員	5.1%
生活自立支援相談よりそい	3.0%
特定相談支援事業所	2.8%
どれも知らない	19.2%
無回答	3.2%

安全・安心なまちづくり

災害時に地域住民が支え合う

地域づくりに必要なこと

問 26. 地震など災害が発生したときの「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が必要だと思いますか。

(3つまで)

回答数	1,341 件
災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する	64.2%
日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする	53.5%
自主防災組織づくり(地域住民で結成する防災隊)	31.1%
福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携	26.8%
地域での定期的な避難訓練	25.4%
地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「地図」の作成	24.6%
地域やグループなどでの勉強会	6.6%
その他	1.3%
わからない	3.6%
無回答	5.8%

越谷市の地域福祉でできていると思うこと

問8. 越谷市の地域福祉の現状についてどう思われますか。
(各項目1つ)

※できているとある程度できている合計

回答数	510 件
世代等を超えた交流が行われている	30.4%
困った時には情報を得たり相談することができる	33.8%
地域福祉に関心を持ち、支え合いの行動をしている	17.5%
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている	27.9%
地域福祉活動を進めるための人材・資源・資金等の制度が充実	17.3%
多様なニーズ、新しいニーズが的確に把握され、その対応を進めている	20.2%
支援制度の分野について、対象者を支える仕組みが充実している	20.0%
経験豊富な人材が協力し、(福祉)サービスの質が向上している	23.2%
情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる	39.2%
あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがある	17.3%
必要とされる人材が、必要な場所で活躍している	28.7%
起業等の意欲を持つ人に適切な支援が行われている	16.5%
地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている	58.0%
地域ぐるみで、身近な環境(保全・美化)が快適に保たれている	65.9%

5. 用語解説

※ 〈 〉 内の数字は該当ページ数（複数回使用している場合は、その最初のページ）

【あ行】

●アウトリーチ 〈96〉

外に（アウト）手を差しのべる（リーチ）ことを意味する用語。福祉分野では主に、相談機関や職員などが地域に自ら出向いて、現場や相手と向き合い、相談につながらない潜在的な困りごとなどに対して、問題解決に向けて取り組むこと

●SNS 〈50〉

Social Networking Service の略。インターネット上で社会的なつながり（Social Network）を築くことができるサービスで、参加者がインターネット上で互いに情報交換したり、コミュニケーションをとることができる。

●NPO 〈41〉

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことで、平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

●オレンジカフェ 〈59〉

認知症やその家族、地域の方や専門家などが、自由に参加・交流できる集いの場。お茶などを飲みながら、気軽に情報交換やレクリエーションを楽しむことができる。

【か行】

●基幹相談支援センター 〈59〉

障がい分野における地域の相談支援機能の強化のため、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材の育成等を行う支援機関

●ゲートキーパー 〈40〉

身近な人の自殺のサインに気づき、声をかけたり話を聞くなどして、必要な支援につなげる人のこと

●子育て世代包括支援センター 〈15〉

母子健康手帳の交付と面談、妊娠・出産・子育てに関する相談や訪問、子育てに関する機関やサービスの紹介等などを通じて、妊娠期から就学前の子どもまでの子育て期において、切れ目のないサポートを実施するセンター

●子ども家庭総合支援拠点 <59>

子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務を図る機関

●子ども食堂 <46>

地域住民（ボランティア等）が子どもやその親たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組み

●コミュニティ推進協議会 <51>

市内全13地区に設置されている、地区コミュニティを構成する団体の相互の連携と協調を図る組織

【さ行】

●サービス付き高齢者向け住宅 <91>

介護・医療の分野と連携しながら高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅

●災害時要援護者 <87>

災害時において、特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。

●サロン <8>

地域の身近な場所で、住民が自主的・主体的に行う活動のこと。参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能する。

●社会的な孤立 <32>

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しく、孤立している状態

●社会福祉法 <3>

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成や、そのほかの地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人 <50>

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に係る規制が定められている。

●出張講座 <34>

市民・団体から、市が取り組む事業や施策・各種制度などを詳しく知りたいという希望があった場合に、市の職員が地域の集会や団体の会議などに出向いて、分かりやすく説明をするもの

●シルバー人材センター <91>

法律に基づき運営されている公益法人。概ね60歳以上の会員が、永年培った豊富な知識・経験・技能を活かし働くことを通じて、地域社会へ貢献するとともに、健康の維持と生きがいをもって働くことを目的としている。

●生活困窮者 <5>

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

●生活支援サービス <20>

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要となる、日常生活に関する支援（見守り、外出支援、買い物や調理・掃除などの家事支援等）。地域住民・NPO・民間企業など、多様な主体によるサービス提供が重要とされている。

●制度の狭間 <75>

既存の各種制度からは抜け落ちてしまう問題

【た行】

●地域支援事業 <20>

要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して提供される、介護予防のためのサービスのこと

●地域生活支援拠点 <77>

障がい者の重度化・高齢化等を見据えた地域での居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。主な機能として、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つが柱とされている。

●地域包括ケアシステム <20>

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと

●地域包括支援センター <16>

平成17年の介護保険制度改正によって定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置された。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を活かして相互に連携しながら業務にあたっている。

●DV <16>

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった相手からの暴力。殴る・蹴るといった「身体的暴力」以外にも、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」、子どもに暴力を振るうなどと脅す「子どもを利用した暴力」など、種類はさまざまである。

●特定相談支援事業所 <15>

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に必要となる、「サービス等利用計画」等を作成する計画相談支援を提供する事業所

【な行】

●なんでも相談窓口 <16>

「福祉に関する相談やサービスを提供する窓口がわからない」、「様々な相談があるので、どこに最初に相談したらよいかわからない」という相談に対応し、内容に応じて関係する担当課などを案内する窓口

●認知症サポーター <40>

認知症を理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、認知症の人やその家族の応援者。認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲での手助けや理解を示すなど、活動内容は人それぞれとなっている。

【は行】

●ハザードマップ <86>

自然災害による被害を予測し、その被害の範囲や程度を地図にあらわしたもの

●バリアフリー <22>

「障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）する」という意味で、障がい者や高齢者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も重要とされている。

●ファミリー・サポート・センター <45>

小学校修了までの子どもを対象とし、子どもの預かりや保育施設までの送迎などを、地域で助け合う子育て支援ネットワークのこと。センターでは、子育ての援助を行いたい「提供会員」と援助を受けたい「利用会員」の連絡調整を行っている。

●福祉サービス第三者評価 <72>

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力などを評価すること

【ま行】**●まちかど介護相談薬局 <59>**

自分や家族が日常生活で介護が必要になり、介護サービスを利用したいと思った時に、市役所（介護保険課）や地域包括支援センターだけでなく、住まいの身近な薬局で越谷市の指定を受けた「越谷市まちかど介護相談薬局」でも相談をすることができる。

【や行】**●ユニバーサルデザイン <88>**

身の周りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方

【ら行】**●レスパイトサービス <77>**

障がい児（者）をもつ親・家族を一時的に、一定期間介護から解放することで、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにするための援助のこと

【わ行】**●ワンストップ支援 <23>**

これまでは分野や事業ごとの担当窓口でそれぞれ相談・調整する必要があったような相談に対し、庁内外の連携により、相談者が一度の相談で複数の支援を利用することができる支援のこと

6. 「地区版福祉SOSゲーム」の取り組み

2カ年の成果品と令和3年度以降の研修実施について

下例のとおり全13地区分の「社会資源マップ」と「事例カード」が完成。令和3年度以降に市の出張講座も活用しながら、研修会を各地域で開催予定。地域住民が主体となり、自主的に開催することもできるよう、普及・啓発に努める。

実施方法

- 事例カードを1枚取る
- 事例カードを、マップ上のどの社会資源につなげることが適切か、グループの中で話し合う
- 一定の結論が出たら事例カードを、マップ上の社会資源の上に置き対応は終了となる。
- この作業を繰り返す。

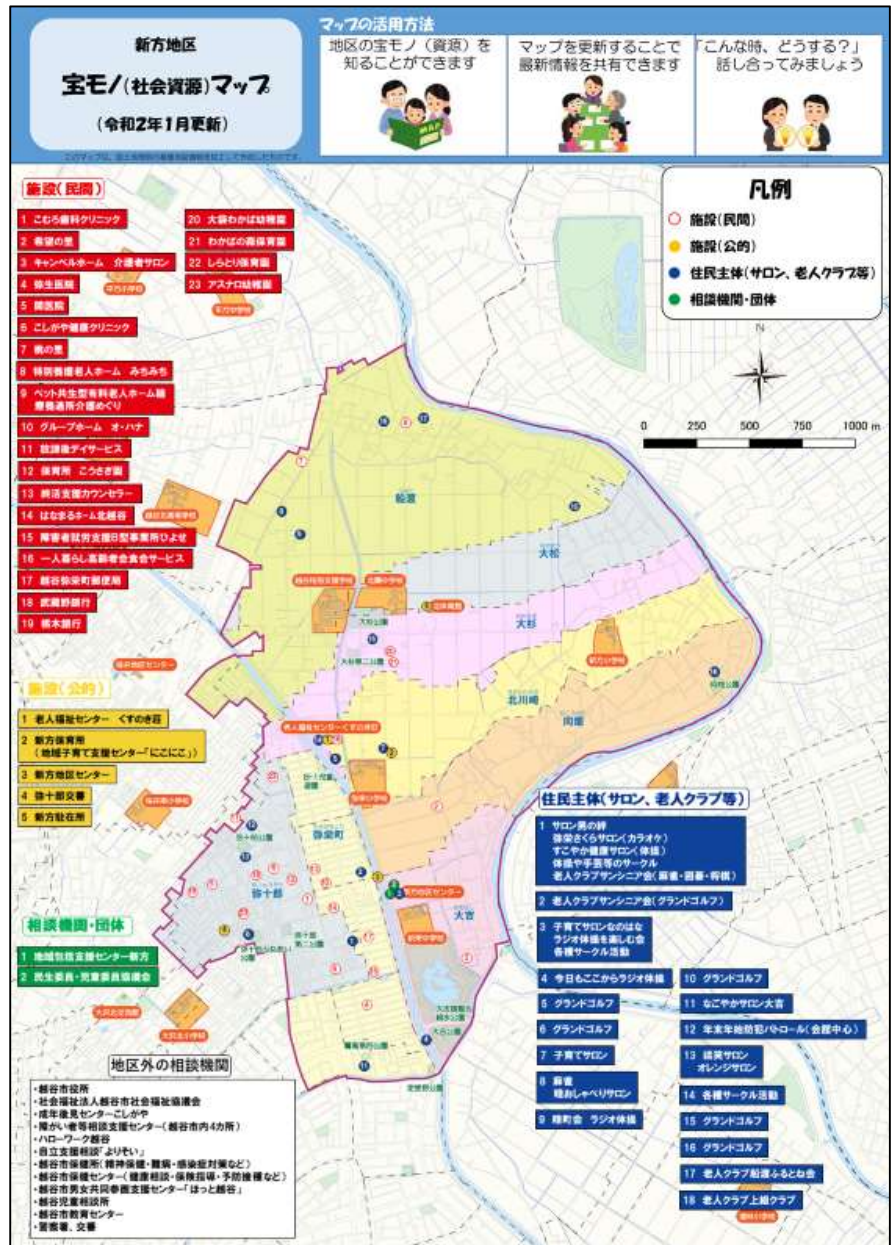
誰からの相談か、問題となっている世帯の世帯構成、相談内容が書かれている。カードごとに内容は様々

事例について、自分ならどう対応するか、グループワークをしながら考える

事例カード（見本）

世帯主 からの相談		No. 1
世帯構成		
世帯主	オオツツ ママ 大袋 八重	相談内容
女性	80歳 無職	
相談内容		
先日、家で転倒し、手首を骨折してしまった。リハビリを回復に向かっているが、今後不安が残る。家の近くで気軽に運動できる体操教室のようなものはないだろうか。		

地区版社会資源マップ（見本）



7. 福祉の相談窓口一覧

※設置場所については28ページの地図を参照（令和3年4月現在）

地域包括支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	桜井	下間久里792-1 (桜井地区センター・公民館内)	970-2015
2	新方	大吉470-1 (新方地区センター・公民館内)	977-3310
3	増林	増林3-4-1 (増林地区センター・公民館内)	963-3331
4	大袋	大竹831-1	971-1077
	大袋 せんげん台出張所	千間台西5-26-15	940-1315
5	荻島・北越谷	南荻島190-1 (荻島地区センター・公民館内)	978-6500
6	出羽	七左町4-248-1 (出羽地区センター・公民館内)	985-3303
7	蒲生	登戸町33-16 (蒲生地区センター・公民館内)	985-4700
8	川柳	川柳町2-507-1 (老人福祉センターひのき荘内)	990-0753
9	大相模	相模町3-42-1 (大相模地区センター・公民館内)	993-4258
10	大沢	東大沢1-11-13	972-4185
11	越ヶ谷	越ヶ谷4-1-1 (越谷市中央市民会館2階)	966-1851
12	南越谷	南越谷4-21-1 (南越谷地区センター・公民館内)	999-6651

障がい者等相談支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	北部障がい者等相談支援センター	大字恩間181-1(北部出張所内)	970-9393
2	東部障がい者等相談支援センター	大字増林6042-1	999-6551
3	南部障がい者等相談支援センター	蒲生旭町8-3	945-6144
4	西部障がい者等相談支援センター	七左町4-100-4	985-3386

地域子育て支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	増林保育所 地域子育て支援センター「おひさまの子」	東越谷8-41-1	960-5800
2	新方保育所 地域子育て支援センター「にこにこ」	北川崎729-1	970-5611
3	荻島保育所 地域子育て支援センター「ぼかぼか」	南荻島330-1	971-8115
4	南越谷保育園 地域子育て支援センター「すくすく」	七左町1-347	990-5003
5	おおたけ保育園 地域子育て支援センター「たけのこ」	大竹815-1	977-5311
6	越谷レイクタウンさくら保育園 地域子育て支援センター「げんき」	レイクタウン8-3-5	988-0863
7	松沢保育園 地域子育て支援センター「きらきら」	谷中町2-88-4	080-1058-3953
8	認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター「森のひろば」	新越谷1-31-18	993-4154
9	の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センター「おへその広場」	相模町3-220-1	988-8180
10	袋山保育園 地域子育て支援センター「たんぽぽ」	袋山1956-1	979-0520
11	の～びる保育園 地域子育て支援センター「のびるば広場」	南越谷1-12-11 イーストサンビル2-5階A	987-7088
12	越谷どろんこ保育園 (R3.4.1 現在休止中) 地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	平方 3207-1	970-2280
13	認定こども園小牧 地域子育て支援センター「こあら教室」	大間野町5-147-1	985-4890
14	埼玉東萌保育園 地域子育て支援センター「あおいとり」	川柳町1-582-1	973-7463

子育てサロン

NO	施設名	所在地	電話番号
1	ヴァリエ子育てサロン	南越谷 1-11-4 新越谷駅ビルヴァリエ 1 階	961-3623
2	水辺のまちづくり館 (ヴァリエ出張ひろば)	レイクタウン 4-1-4 水辺のまちづくり館	961-3623
3	児童館コスモス子育てサロン	千間台東 2-9	961-3623
4	児童館ヒマワリ子育てサロン	蒲生旭町 11-35	961-3623
5	つどいの広場はぐはぐ	花田 5-17-7 宮本町 2-150-3 宮本町二丁目第一自治会館	080-2055-2092
6	みんなのひろばフェリーチェ	東大沢 2-5-1 コープ北越谷 コープメイト 2 階 大沢 3-6-1-301 パルテきたこし3F「ほっと越谷」	971-3808

その他 市役所の相談窓口

区分	内容	担当課等	電話番号
①高齢	介護保険制度の利用について	介護保険課	963-9125
	介護以外の高齢者の総合相談	地域包括ケア課	963-9163
②障がい	障がい者(児)のための相談、援助の窓口について	障害福祉課 ※18歳以上	963-9164
		子ども福祉課 ※18歳未満	963-9172
	こころの健康問題・ひきこもり相談等について	こころの健康支援室	963-9214
③妊婦	母子健康手帳の交付について	子育て世代包括支援センター	963-9179
④児童	児童に関する悩み、相談窓口について	家庭児童相談室 (子ども福祉課子ども安全室)	963-9319
	保育所等の入所について	保育入所課	963-9167
	学童保育室について	青少年課	963-9158
	教育相談について (義務教育段階まで)	教育センター	962-9300
	児童虐待について	子ども福祉課子ども安全室	963-9319
児童相談所全国共通ダイヤル		189	
⑤青少年	青少年(中学卒業後～30歳代)およびその保護者の悩み相談について	青少年相談室(青少年課)	964-0272
⑥福祉全般	民生委員・児童委員(地域の見守り)について	福祉総務課	963-9320
	生活保護制度の利用について	生活福祉課	963-9162
	生活困窮者自立支援について	生活自立相談よりそい	963-9212
⑦女性・DV	女性の生き方、配偶者等からの暴力の相談等について	越谷市女性・DV相談支援センター	963-9176
⑧その他	相談場所がわからない場合	なんでも相談窓口	963-9150

第3次越谷市地域福祉計画

令和3年4月発行

発行 越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111(代表)

URL <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>



こしがや

